

# 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画書

令和3年4月

## 目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	2
5	現状	2
	（1）生息状況	2
	（2）被害状況	2
	（3）捕獲状況	2
6	防除の目標	3
7	防除の方法	3
	（1）捕獲及び処分	3
	（2）捕獲の記録及び情報提供	5
	（3）モニタリング	5
	（4）被害発生防止措置	5
8	合意形成の経緯	6
	（1）防除実施協議会の開催	6
	（2）土地所有者・施設管理者との調整	6
9	普及啓発	6
10	様式類	7
	様式1 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳	7
	様式2 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証	8
	様式3 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲記録表	9
	様式4 ××町目撃情報等とりまとめ表	10
11	資料	11
	資料1 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画区域図	11
	資料2 使用する「箱わな」及びこれに装着する標識	13
	資料3 とっとり式獣類侵入防止柵「シシ垣くん」（猪・熊タイプ）	14
	資料4 日野郡鳥獣被害対策協議会規約	15
	資料5 捕獲記録表（過去3年分）	21

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) ヌートリア

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、戦前・戦後に防寒用の毛皮採取を目的として日本に輸入され飼育が行なわれました。しかし、毛皮需要の減少とともに、その一部が野外に放逐されるなどにより野生化して、主に西日本を中心に生息域が拡大し、農作物や生態系に被害を及ぼしています。

ヌートリアは、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」と表記します。)により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、飼育等も原則禁止され、野生化にも歯止めがかけられています。

日野郡では、以前から生息が確認されていましたが、個体数・生息範囲が拡大し、特に水稻など農作物への被害が継続しています。

ヌートリアは、これまで「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」と表記します。)に基づく捕獲が行われてきましたが、農業者等町民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除対策を積極的に推進するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

### (2) アライグマ

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、昭和40年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマは、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害が発生しつつあります。

アライグマは、平成17年6月に施行された「外来生物法」により、このような被害を及ぼす生物として「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

日野郡では、未だ生息が確認されていませんが、隣接する南部町において捕獲実績があることから、今後、生息域の拡大が予想されます。それに伴い、農業被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害のほか、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症の媒介も危惧されます。

アライグマは、地域内で目撃等があった場合「鳥獣保護法」に基づく捕獲により対応することにしていましたが、早期に対応できるよう農業者等住民・関係団体等の連携による地域ぐるみの防除体制を構築するため、「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定するものです。

## 2 特定外来生物の種類

(1) ヌートリア (学名: *Myocastor coypus*)

(2) アライグマ (学名: *Procyon lotor*)

## 3 防除を行う区域

日野郡全域 別添(資料1)

## 4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

## 5 現状

### (1) 生息状況

#### ア ニートリア

以前から日野川流域で確認されている。

#### イ アライグマ

日野郡内の監視カメラで撮影されたことはあるが、目撃情報はない。

### (2) 被害状況

#### ア ニートリア

水稲や根菜をはじめとする畑の野菜等の食害が発生しています。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	0.1	5.8
	被害面積(a)	—	—	—	0.01	0.5
日野町	被害額(千円)	6	26	1	2	5
	被害面積(a)	1	5	1	1	1
江府町	被害額(千円)	13	—	—	0.5	—
	被害面積(a)	1.5	—	—	11	—

#### イ アライグマ

直接的な目撃情報はないが、今後、生息拡大することが予想されます。

### (3) 捕獲状況（ロードキルを含む）

#### ア ニートリア

地域		捕獲実績数				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
日野郡	日南町	—	—	1 頭	4 頭	12 頭
	日野町	—	2 頭	—	—	—
	江府町	2 頭	7 頭	10 頭	5 頭	6 頭

#### イ アライグマ

現在、捕獲実績はありません。

## 6 防除の目標

### (1) ニートリア

地域からの完全排除を目標として、徹底捕獲を進めます。

### (2) アライグマ

近隣地域からの侵入により被害を及ぼす恐れがあるため、その監視と侵入後における迅速な地域からの完全排除を目標とします。

## 7 防除の方法

### (1) 捕獲及び処分

#### ア 捕獲する区域及び期間

捕獲は、目撃情報や被害発生地区において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地区ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地区（重点捕獲地区）を設定して行うこととします。

#### イ 捕獲方法

ヌートリア・アライグマの生息環境、錯誤捕獲・捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」による捕獲とします。

なお、捕獲に使用する「箱わな」には、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し、1基ごとに装着することとします。「箱わな」及び「標識」の仕様等は、別添（資料2）のとおりです。

#### ウ 捕獲体制

##### (ア) 各町の地区ごとの捕獲体制づくり

計画的で効果的な捕獲を実施するため、各町の地区の実情に精通した狩猟免許を有した有害鳥獣捕獲許可者を配置し、捕獲体制を整備します。

各町の地区ごとの捕獲従事者の構成

ヌートリア・アライグマの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな免許）を有する猟友会会員とします。

ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、町、日野郡鳥獣被害対策協議会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）で、捕獲従事者に含むものとします。

##### (イ) 捕獲従事者台帳の整備等

日野郡各町から捕獲従事者に対し、防除の方法を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

#### エ 捕獲に係る留意事項

日野郡各町及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際に次の事項に充分留意することとします。

##### (ア) 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・箱わなに使用する餌は、ヌートリア・アライグマを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定するものとします。
- ・捕獲に当たっては、防除対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がないよう配慮するものとします。
- ・箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

#### (イ) 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は町が発行する「捕獲従事者証」(様式2)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したヌートリア・アライグマの取り扱いに当たっては、革手袋等を使用し、接触や糞の始末の後は充分手洗いなどを行うようにします。また、万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、バーナーによる消毒等を行い、感染症等を防止します。

#### (ウ) その他

- ・ 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・ 鳥獣保護法第12条第1項又は第2号で禁止又は制限された捕獲は行わないこととします。

### オ 捕獲個体の処分

#### (ア) 処分方法

捕獲したヌートリア・アライグマは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法(二酸化炭素による安楽死等)により殺処分し、処理します。

#### (イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができることとします。

#### (ウ) 殺処分後の個体処理

殺処分後の個体については、放置せずに速やかに処分します。

この場合、感染症の危険性を勘案し、原則埋設処分とします。埋設時には、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

### (2) 捕獲の記録及び情報提供

捕獲従事者は、「捕獲記録票」(様式3)を作成し、各地区の有害鳥獣捕獲許可者の長に提出するものとします。各地区の長は、取りまとめた「捕獲記録票」を各町所管課へ提出するものとします。

なお同課は、区市町村を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県地方機関(日野振興局農林業振興課)に情報提供します。

### (3) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させることとします。

新たに生息が確認された場合、個体数・分布が拡大する前の早期捕獲が重要であることから、早期発見・早期対処のための監視等に努めます。

このため、住民・捕獲従事者・狩猟者・道路管理者等から収集したヌートリア・アライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を「目撃情報等とりまとめ表」(様式4)に記録します。

なお、県市町村を含む広域的な対策に資するため、本票もしくはこれを整理した資料を四半期ごとに県地方機関(日野振興局農林業振興課)に情報提供します。

### (4) 被害発生の防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、ヌートリア・アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど、地域住民等の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

#### ア 被害の予防措置(誘引条件の排除)

住民等は、ヌートリア・アライグマを誘引しないように、次のことに留意します。

- ① ヌートリア
  - ・特に水辺に近い農地で、農作物の未収穫物、残さ、生ゴミ等を放置しない。
  - ・生息する水辺の草地の刈り払いを行う。
- ② アライグマ
  - ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
  - ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
  - ・残飯を屋外に放置しない。
  - ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

#### イ 侵入の防止措置

- ① ヌートリア
  - ・農地(水辺周辺)への侵入を防ぐため、水辺と農地の間にトタン・ワイヤーメッシュ(目の細かいもの)、又はこれと電気柵を上下に組み合わせた複合柵など地形に合った侵入防止柵を設置する。
  - ・ヌートリアが生息する水辺の農地では、本種が好まないネギ・ニラ・ピーマン等の低嗜好性作物の栽培も検討する。
- ② アライグマ
  - ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。  
人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたくなどにより追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。
  - ・農地等への侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュ柵などの物理柵と電気柵を組み合わせた複合柵である「とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん(猪・熊タイプ)”」\*別添(資料3)など効果的な柵を設置する。

## 8 合意形成の経緯

### (1) 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施協議会の開催

農林業関係団体、狩猟団体、農業者の代表者等で構成される「日野郡鳥獣被害対策協議会」が防除実施協議会を兼ねることとし、防除の目的、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行うものとし、協議会の構成、規約等の関連資料は別添（資料4）のとおりです。

### (2) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う区域の土地所有者、施設（河川、水路等土地改良施設、緑地等）の管理者に対しては、防除実施内容に係る周知を図ります。

なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得られるようにします

## 9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、今後とも広報誌やホームページへの掲載を活用し普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

また、地域住民等から目撃等の情報提供を広く求めるとともに、防除の実施状況やモニタリングの結果を地域住民等に情報提供し、さらに効果的な防除計画の推進に資するものとします。

なお、捕獲従事者以外の者（鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う者、及び狩猟により捕獲を行う者を除く。）がヌートリア・アライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

様式 1

日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

番号	捕獲を行うエリア	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
					番号	交付年月日	交付機関名

様式2 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証

<p>〇〇〇〇〇号</p>  <p style="text-align: center;">日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく 捕獲従事者証</p>   <p style="text-align: right;">××町長          印</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 捕獲する対象は、ヌートリア（アライグマ）に限る。</li> <li>2 捕獲は、「箱わな」を用いた方法に限る。 使用する「箱わな」には、市町村が配布する標識を装着する。</li> <li>3 捕獲（見回り・餌の付け替え等を含む）に際しては、この従事者証を携帯しなければならない。</li> <li>4 この従事者証は、従事者本人が厳重に保管し、他者に使用させてはならない。</li> <li>5 この従事者証は、捕獲期間終了後2週間以内に××町長に返納しなければならない。</li> </ol>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%; text-align: center;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">氏 名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目 的</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">捕獲区域</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">捕獲期間</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">捕獲方法</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">備 考</td><td></td></tr> </table>	住 所		氏 名		目 的		捕獲区域		捕獲期間		捕獲方法		備 考		
住 所															
氏 名															
目 的															
捕獲区域															
捕獲期間															
捕獲方法															
備 考															

様式3 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲記録票

捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報（個体ごとに記載）	特記事項 (使用した餌など)
所在地	地目等				
		令和 年 月 日	1	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			2	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			3	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			4	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			5	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			6	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			7	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			8	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			9	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	
			10	(頭胴長) c m (性別) オス・メス・不明	

- 依頼事項**
- 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。  
「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。
  - 捕獲個体の頭胴長（頭の前から尻までの長さ（シッポは除く））を記入してください。  
(捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。)
  - 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。

様式4      ××町 目撃情報等とりまとめ表

番号	目撃等の日時 (情報入手日)	区分 (○印)	頭数 (頭)	場 所		目撃等の状況メモ	被害の有無 (有の場合は内容)	備 考 (捕獲の根拠:○印)
				所在地	地目等			
1	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						防除実施計画・ 有害捕獲・狩猟
2	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
3	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
4	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						
5	年 月 日 時頃 ( . . )	目撃 捕獲						

※ 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入する。

「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入する。

※ 目撃には、ロードキル(動物が道路上で車に轢かれること)を含む。

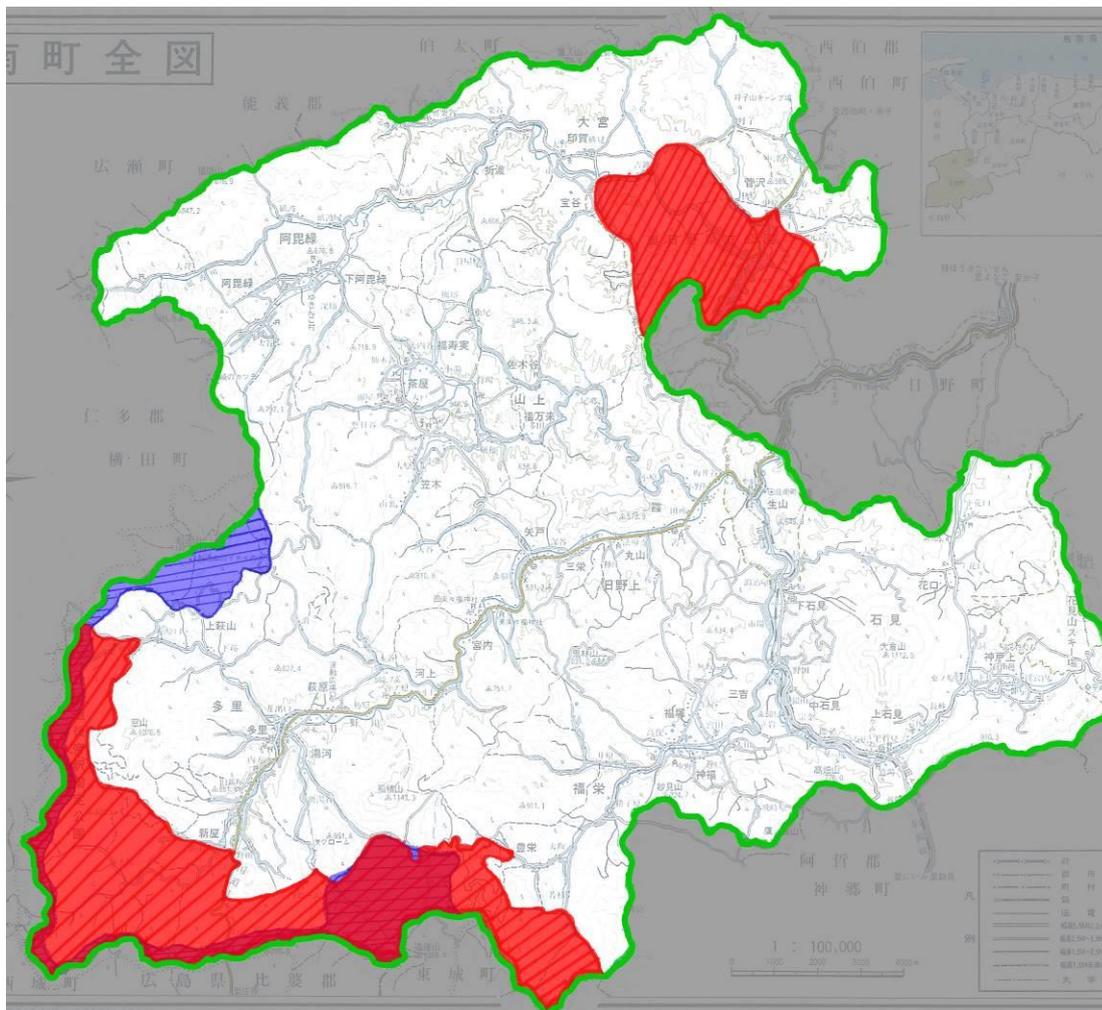
※ 地図(市町村の管内図等)に、目撃又は捕獲位置を本表の番号で記入する。

# <資料1> 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画区域図

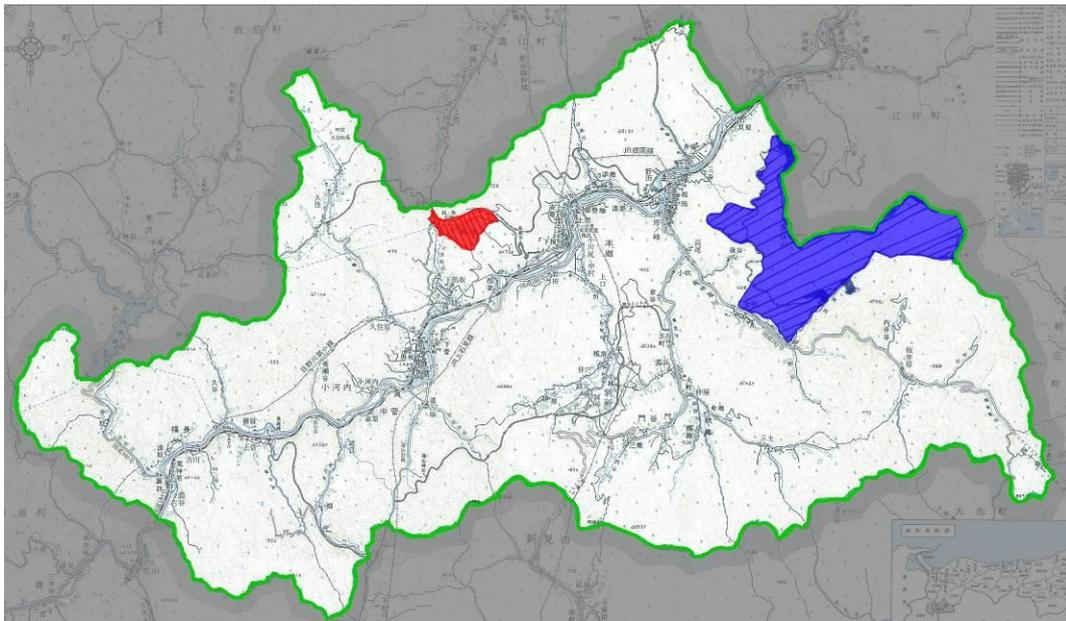
## ①日野郡位置図



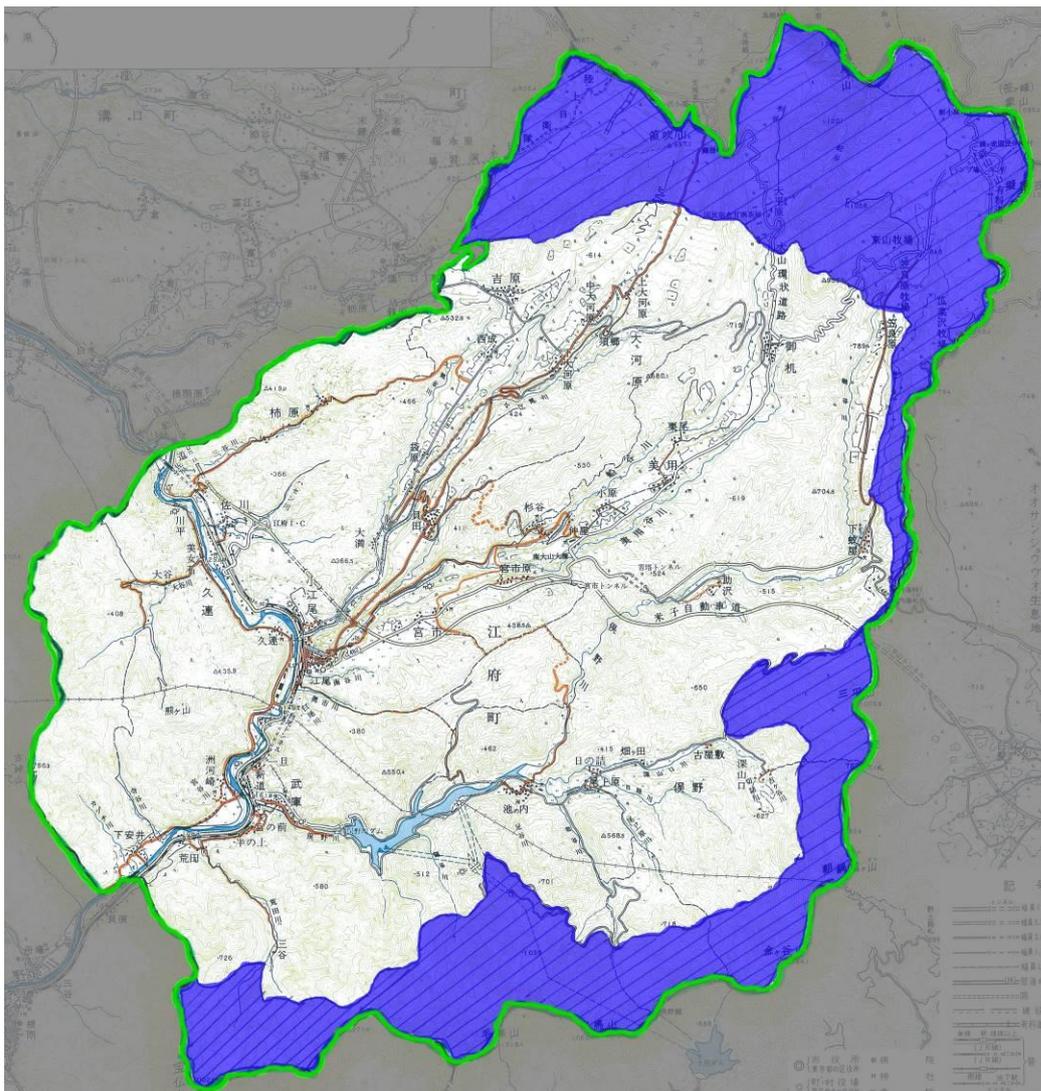
## ②日南町防除実施計画区域図 (鳥獣保護区は赤、自然公園特別保護地区は青で示す)



③日野町防除実施計画区域図（鳥獣保護区は赤、自然公園特別保護地区は青で示す）



④江府町防除実施計画区域図（鳥獣保護区は赤、自然公園特別保護地区は青で示す）



<資料2> 使用する「箱わな」およびこれに装着する標識

①使用する「箱わな」



「箱わな」仕様

サイズ：(間口) 26.5cm (高さ) 31.5cm (奥行) 81.5cm

網目：25mm四方以下

材質：サビに強い加工が施されたもの

その他：軽量かつ折りたたみ式等で嵩張らないもの

②装着する標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく <b>ヌートリア及びアライグマの防除</b>										<span style="font-size: 2em; color: red;">〇〇</span> 町
氏名										
住所										
連絡先 (電話番号)										
確認・認定	平成	年	月	日	第	号				
防除の期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで

「標識」仕様

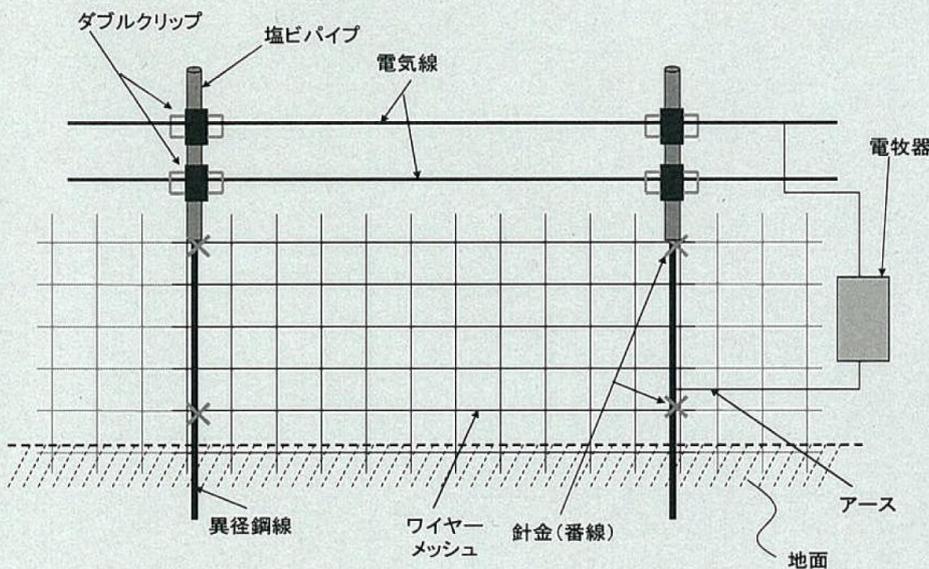
サイズ：(縦) 8.7cm以上 (横) 22.7cm以上 (厚さ) 1mm以上

材質：アクリル又はプラスチック製

文字：書式を印字したシールを貼り付け、1マスが1cm以上の太文字で記入

その他：右上の「〇〇町」の部分は、日野郡各町名を印字したシールを貼り付ける

### <資料3> とっとり式獣類侵入防止柵“シシ垣くん（猪・熊タイプ）”



△ シシ垣くんの構造（猪・熊タイプ）



△ シシ垣くんの設置例（猪・熊タイプ）

#### 【柵設置上の留意事項等】

- ・アライグマはよじ登れるので、金網やワイヤーメッシュ等だけでは効果がない。
- ・「シシ垣くん」の場合、ワイヤーメッシュ柵等の上部に電気柵を設置するため、アライグマの侵入を防止できる。また、電気線が上部に位置するため、草が電気線に触れる可能性が低くなり、草刈りを省力化できる。
- ・アライグマは小さな隙間からも侵入できるので、金網やワイヤーメッシュは、目合いが狭いもの（5～7.5cm以下）を選択する。  
目合いの大きなワイヤーメッシュ（15cmや10cmのもの）は2枚をずらして重ねることで、アライグマのすり抜けを防ぐことができる。
- ・電気線の配線間隔は、狭く設定する（5～7.5cm程度）。
- ・アライグマは木やワイヤー等を伝って柵の中に侵入する可能性があるため、柵の近くにある樹木やワイヤー等は除去する必要がある。

## <資料4> 日野郡鳥獣被害対策協議会 規約

### 日野郡鳥獣被害対策協議会規約

制定 平成25年12月3日  
一部改正 平成27年3月27日  
一部改正 平成28年10月1日

(名称)

第1条 この協議会は、日野郡鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、日野郡日南町と日野町及び江府町の3町とする。

(事務所)

第3条 協議会は、主たる事務所を日野振興センター内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、日野郡における有害鳥獣による農林水産業等の被害に対し、総合的かつ効果的な防止施策の推進と激減している狩猟者の育成確保を図り、農林水産業の発展及び地域の振興に資することを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 有害鳥獣の生息状況及び被害状況調査に関すること。
- (2) 有害鳥獣による被害防止対策に関すること。
- (3) 有害鳥獣による被害防止等に係る普及啓発に関すること。
- (4) 有害鳥獣対策に取り組む狩猟者の育成確保に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる団体の代表者をもって組織する。

- (1) 日南町
- (2) 日野町
- (3) 江府町
- (4) 日南町森林組合
- (5) 鳥取日野森林組合
- (6) 日野郡猟友会
- (7) 鳥取県農業共済組合西部支所
- (8) 鳥取西部農業協同組合
- (9) 西部総合事務所生活環境局
- (10) 西部総合事務所日野振興センター
- (11) 日南町農業委員会

(12) 日野町農業委員会

(13) 江府町農業委員会

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名とし、日南町、日野町及び江府町の長が交替でこれにあたる。

(2) 副会長 2名とし、会長以外の2町の長がこれにあたる。

(3) 監事 2名

2 監事は総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、総会において決定する。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が行う。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 第5条の事業の実施に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第14条第1項及び第3項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第17条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上

が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第3条の事務所に備え付けておかなければならない。

(幹事会の構成等)

第19条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第21条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 日南町農林担当課長
- (2) 日野町農林担当課長
- (3) 江府町農林担当課長
- (4) 日南町森林組合担当課長
- (5) 鳥取日野森林組合担当課長
- (6) 日野郡猟友会担当理事
- (7) 鳥取県農業共済組合西部支所担当課長
- (8) 鳥取西部農業協同組合日野営農センター長
- (9) 西部総合事務所生活環境局生活安全課長
- (10) 西部総合事務所日野振興センター日野振興局長
- (11) 日南町農業委員会事務局長
- (12) 日野町農業委員会事務局長
- (13) 江府町農業委員会事務局長

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第20条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、会長の町に事務局を置く。

- 2 事務局はチーフと日南町、日野町、江府町及び西部総合事務所日野振興センターをもって組織する。
- 3 事務局には事務局長を置き、事務局長は協議会の業務を総括し、会務を処理する。
- 4 事務局長は協議会の業務の効率的な執行のため、必要に応じて事務局会を開催する。
- 5 事務局長は、会長の町の担当課長とする。

(実施隊)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を適正に執行するため、実施隊を置く。

- 2 実施隊は3町で任命された隊員及びチーフで組織する。

3 チーフは実施隊を総括し、実施隊員はチーフの指示にもとづき、業務の執行にあたる。

(業務の執行)

第 23 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 内部監査規程
- (4) 文書取扱規程
- (5) 公印取扱規程
- (6) 実施隊就業・旅費規程
- (7) 有害鳥獣捕獲わな等管理規定
- (8) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 協議会は、第 3 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金
- (2) 各町の負担金
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 協議会の事務に要する経費は、第 26 条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第3条の事務所に備え付けておかなければならない。

(細則)

第31条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年12月3日から施行する。
- 2 日野郡鳥獣被害対策協議会は、本協議会に統合することを目的として解散した日南町鳥獣被害防止対策協議会及び江府町鳥獣被害防止対策協議会本協議会の権利及び義務を継承する。
- 3 この規約は、平成26年4月1日 一部改正する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。





様式3 日野郡ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲記録票

日南町：令和2年度

捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報(個体ごとに記載)	特記事項 (使用した餌など)
所在地	地目等				
印賀	農地	令和2年9月5日	1	(頭胴長)33cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
印賀	農地	令和2年9月5日	2	(頭胴長)34cm (性別) (爪) ・ オス ・ 不明	
印賀	農地	令和2年9月7日	3	(頭胴長)33cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
印賀	農地	令和2年9月7日	4	(頭胴長)50cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
印賀	農地	令和2年9月9日	5	(頭胴長)44cm (性別) (爪) ・ オス ・ 不明	
印賀	農地	令和2年9月25日	6	(頭胴長)37cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
印賀	農地	令和2年10月6日	7	(頭胴長)34cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
印賀	農地	令和2年10月6日	8	(頭胴長)34cm (性別) (爪) ・ オス ・ 不明	
中石見	農地	令和2年10月28日	9	(頭胴長)34cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
中石見	農地	令和2年10月30日	10	(頭胴長)49cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	
神戸上	農地	令和2年12月23日	11	(頭胴長)40cm (性別) (爪) ・ オス ・ 不明	
神戸上	農地	令和2年12月23日	12	(頭胴長)55cm (性別) オス ・ (爪) ・ 不明	

依頼事項 1 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。

2 捕獲個体の頭胴長(頭の先から尻までの長さ(シッポは除く))を記入してください。(捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。)

3 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。

様式3 日野郡スーリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲記録票

江府町：平成30年度

所在地	捕獲場所		捕獲年月日	番号	捕獲個体の情報(個体ごとに記載)	特記事項 (使用した餌など)
	地目等					
久連	田		平成 30 年 10 月 13 日	1	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
下蚊屋	田		平成 30 年 11 月 19 日	2	(頭胴長) 60 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
下蚊屋	田		平成 30 年 11 月 20 日	3	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
下蚊屋	田		平成 30 年 11 月 22 日	4	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
下蚊屋	田		平成 30 年 11 月 22 日	5	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
下蚊屋	田		平成 30 年 11 月 26 日	6	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
久連 川平	田		平成 30 年 12 月 26 日	7	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
久連 川平	田		平成 30 年 12 月 26 日	8	(頭胴長) 30 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
久連 川平	田		平成 31 年 1 月 21 日	9	(頭胴長) 50 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參
久連 川平	田		平成 31 年 1 月 23 日	10	(頭胴長) 40 cm (性別) オス ・ ♀ス ・ (不明)	人參

依頼事項 1 捕獲場所の「所在地」は、集落等の位置を記入してください。「地目等」は、農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近などを記入してください。  
 2 捕獲個体の頭胴長(頭の先から尻までの長さ(シッポは除く))を記入してください。(捕獲奨励金に係る確認とあわせて、メジャーを当てた写真を撮るなどの工夫を検討ください。)  
 3 「特記事項」は、使用した餌を記入してください。



